大分県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

１．目的

大分労働局及び大分県は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、大分県内において、地域の関係機関が参画し、同法第 16 条第１項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の７第３項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第４条第２項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う大分県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２．名称

協議会の名称は、「大分県地域職業能力開発促進協議会」とする。

３．構成

（１）協議会は、別添に掲げる者を委員として構成する。

（２）協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

４．ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

５．会長

（１）協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

（２）会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（３）会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

６．協議会の開催

協議会は、原則として年２回開催し、中央職業能力開発促進協議会の開催に合わせて開催する。

７．協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
（2）公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
（3）キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
（4）公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
（5）地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
（6）その他必要な事項に関すること。

8．事務局

協議会の事務局は、大分労働局職業安定部に置く。

9．その他

（1）協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
（2）協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第 15 条第３項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（3）この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年 11 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和５年 10 月６日から施行する。

この要綱は、令和６年２月 29 日から施行する。

この要綱は、令和６年 11 月 12 日から施行する。

別添

事業主団体	大分県商工会議所連合会
	大分県商工会連合会
	大分県経営者協会
	大分県中小企業団体中央会
労働者団体	日本労働組合総連合会大分県連合会
学識経験者	国立大学法人大分大学経済学部
職業訓練機関 教育訓練機関	一般社団法人大分県専修学校各種学校連合会
	大分県職業能力開発協会
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部
	株式会社建築資料研究社大分支店
職業紹介事業者	公益財団法人大分県総合雇用推進協会
行政	大分県商工観光労働部
	大分県教育庁
	大分労働局